様式第34（第62条関係）（平17経産令6・全改、平20経産令81・平21経産令31・令元経産令17・一部改正）

（表）

第　　号

揮発油等の品質の確保等に関する法律

第20条第4項の規定による

立　入　検　査　証

写　真

（押出スタンプ割印）

職名及び氏名

年　月　日生

年　月　日交付

発行者

㊞

（裏）

揮発油等の品質の確保等に関する法律（抄）

第20条　（略）

2　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、揮発油販売業者、軽油販売業者、灯油販売業者、重油販売業者、揮発油生産業者、軽油生産業者、灯油生産業者、重油生産業者、揮発油輸入業者、軽油輸入業者、灯油輸入業者、重油輸入業者、第17条の4第2項の規定により確認を行うべき者、揮発油特定加工業者又は軽油特定加工業者の事務所、給油所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は試験のため必要な最少限度の分量に限り揮発油、軽油、灯油、重油その他の必要な試料を収去させることができる。

3　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、登録分析機関の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4　前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5　第2項及び第3項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第27条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一～九（略）

十　第20条第2項又は第3項の規定による検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者

（備考）　この用紙の大きさは、日本産業規格Ｂ８とすること。